

印西市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

印 西 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の期間.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画策定の市民参加.....	3
第2章 印西市を取り巻く現状.....	4
1. 印西市の現状.....	4
(1) 人口構成.....	4
(2) 出生数・合計特殊出生率.....	5
(3) 児童数の予測.....	6
第3章 計画の内容.....	7
1. 教育・保育提供区域について.....	7
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	8
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	15
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進.....	30
(1) 認定こども園の普及.....	30
(2) 幼児期の教育・保育と小学校等との連携の推進.....	30
5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援.....	31
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	31
(2) ひとり親家庭に対する支援の充実.....	31
(3) 障がいや発達遅れなどのある子どもへの対応の充実.....	31
6. 子育てと仕事の両立支援.....	32
(1) 仕事と家庭の調和の実現に向けた働き方の見直し.....	32
(2) 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	32
第4章 計画の推進及び進行管理.....	33
参考資料.....	34
1. 策定経過.....	34
2. 印西市子ども・子育て会議条例.....	35
3. 印西市子ども・子育て会議委員名簿.....	36
4. 用語説明.....	37

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

印西市では、平成21年度に「印西市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定し、子どもの人権を大切にするとともに、子どもを持つすべての家庭が前向きに子育てできるよう、子育てと仕事の両立支援はもとより、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、在宅での子育て家庭に対する支援など、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

平成24年8月には、子ども・子育て支援法をはじめ関連法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。この制度は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村が提供体制を確保することを目的とするもので、市町村では「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業を推進することとなります。

「子ども・子育て支援事業計画」においては、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても量を見込み、その提供体制を整備していくことが求められます。

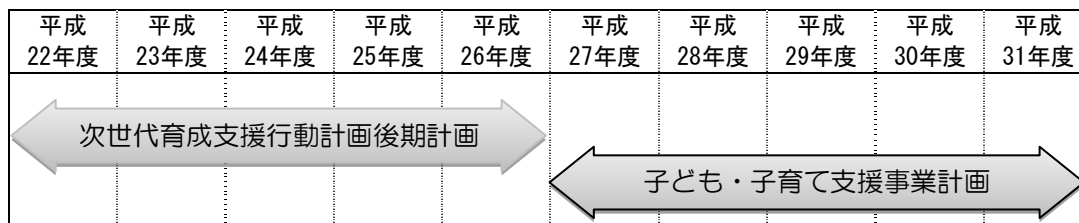
市においては、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、本計画を策定するものです。

2. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画の期間



3. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「印西市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、市の関連計画との整合性を図り策定するものです。さらに、「印西市総合計画」における子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づき、計画の推進にあたります。

計画の基本となる理念

子ども・子育て支援法の基本理念

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行う。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

印西市総合計画 子ども・子育てに関する政策等の方向性

安心して子育てができる環境づくりを推進する【児童福祉・子育て】

子育てにおける不安や悩みを解消し、親と子の健全な発達を図るため、地域での子育て支援体制を強化するとともに、多様な保育ニーズに応えられるよう保育環境の整備や保育サービスの充実を図る。

生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む【学校教育】

幼児教育の充実を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促進する。

4. 計画策定の市民参加

この計画の策定にあたっては、市の附属機関である「印西市子ども・子育て会議」から意見聴取を行うとともに、子育て家庭や一般市民を対象としたアンケート調査及びパブリックコメントを実施しました。

■ アンケート調査の概要

項 目		内 容
①一般市民	対象	18歳以上の市民 1,000人（無作為抽出）
	調査方法	郵送配付・回収
	調査時期	平成25年12月～平成26年1月
	回収結果	有効回収数：399、回収率：39.9%
②就学前児童	対象	就学前の児童の保護者 3,000人（無作為抽出）
	調査方法	郵送配付・回収
	調査時期	平成25年12月～平成26年1月
	回収結果	有効回収数：1,597、回収率：53.2%
③就学児童	対象	就学児童の保護者 1,000人（無作為抽出）
	調査方法	郵送配付・回収
	調査時期	平成25年12月～平成26年1月
	回収結果	有効回収数：596、回収率：59.6%
④公立幼稚園	対象	公立幼稚園に通う児童の保護者 432人
	調査方法	幼稚園による配付・回収
	調査時期	平成25年12月～平成26年1月
	回収結果	有効回収数：375、回収率：86.8%
⑤私立幼稚園	対象	私立幼稚園に通う児童の保護者 1,541人
	調査方法	幼稚園による配付・回収
	調査時期	平成25年12月～平成26年1月
	回収結果	有効回収数：1,415、回収率：91.8%

■ パブリックコメントの概要

- (1) 公募実施期間 平成27年1月6日（火）～平成27年1月20日（火）
- (2) 対 象 者 市内に在住、在勤、又は在学する者
- (3) 意見提出方法 市保育課に郵送、FAX、E-mail又は直接持参

第2章 印西市を取り巻く現状

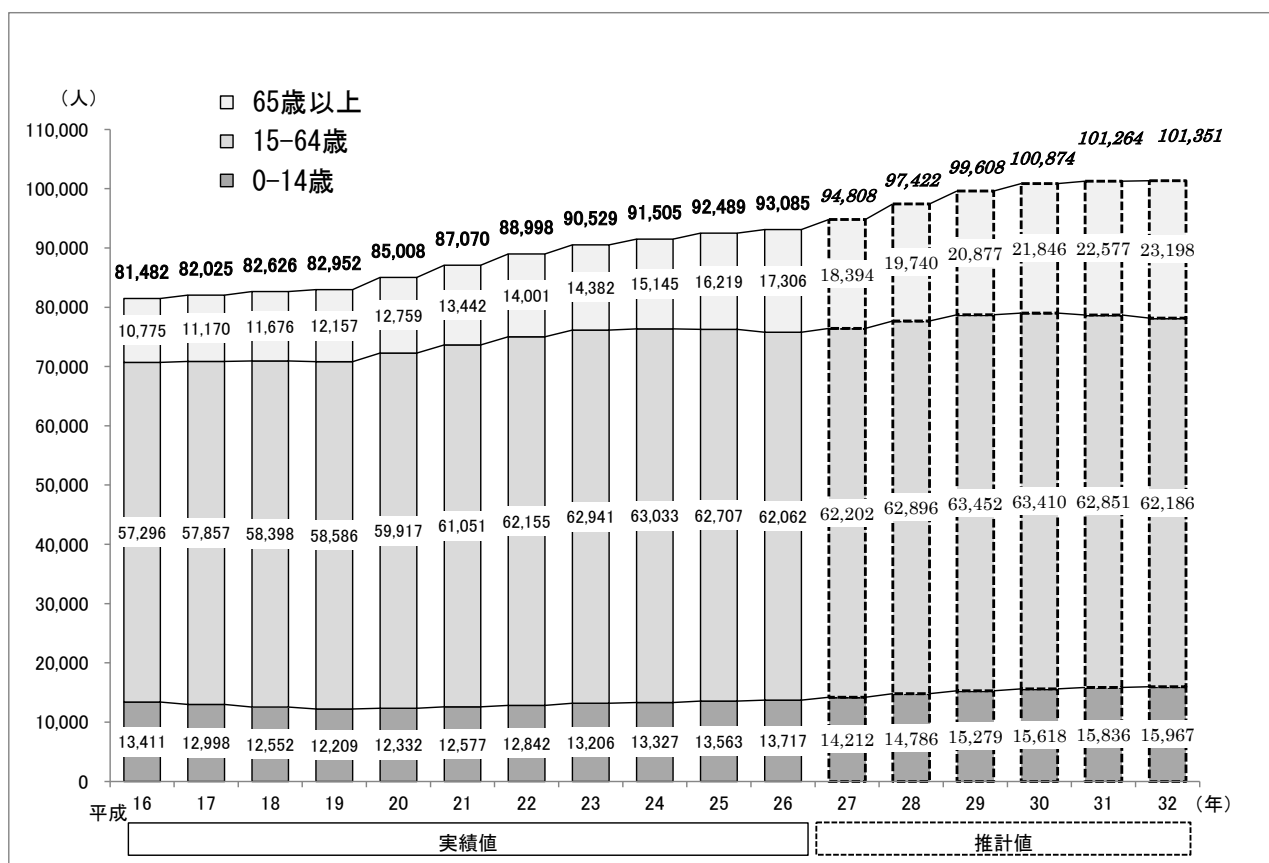
1. 印西市の現状

(1) 人口構成

総人口は増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれます。0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いていましたが、主に千葉ニュータウン区域でのマンション・戸建の新規分譲による子育て世代を中心とした人口の流入により、平成20年からこれまで年少人口は増加傾向にあります。市内では、これから更に新規分譲が進むことが予測されることから、今後も年少人口は増加していくことが予測されます。

また、15～64歳の生産年齢人口は、平成25年、26年と減少が続いていますが、概ね増加傾向にあるとみられます。一方、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加傾向にあり、今後も引き続き増加するものとみられます。

■ 総人口の推移と今後の見込み



注) 推計人口は、市総合計画の人口推計をもとに算出。

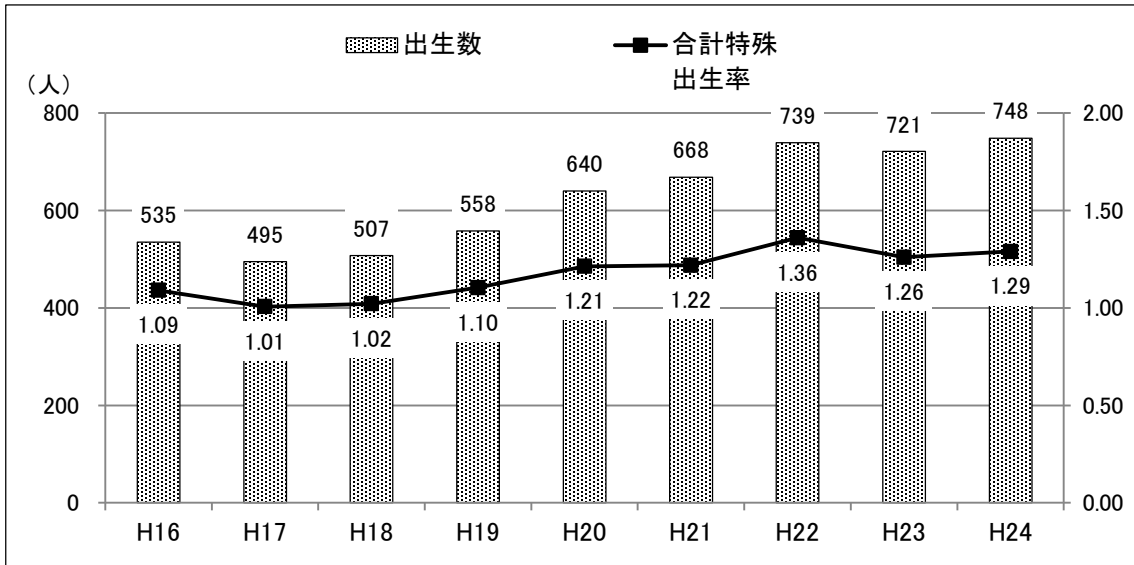
資料：実績値は住民基本台帳

(2) 出生数・合計特殊出生率

出生数は、平成19年以降、概ね増加している傾向にあります。合計特殊出生率も上昇傾向にあるとみられます。

なお、印西市の合計特殊出生率は、国や県よりも低い値で推移しています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



項目	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
県	1.22	1.22	1.23	1.25	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31
印西市	1.09	1.01	1.02	1.10	1.21	1.22	1.36	1.26	1.29

資料：出生数は人口動態統計。合計特殊出生率は、平成16年～21年は市算出、平成22年～24年は県算出。

合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

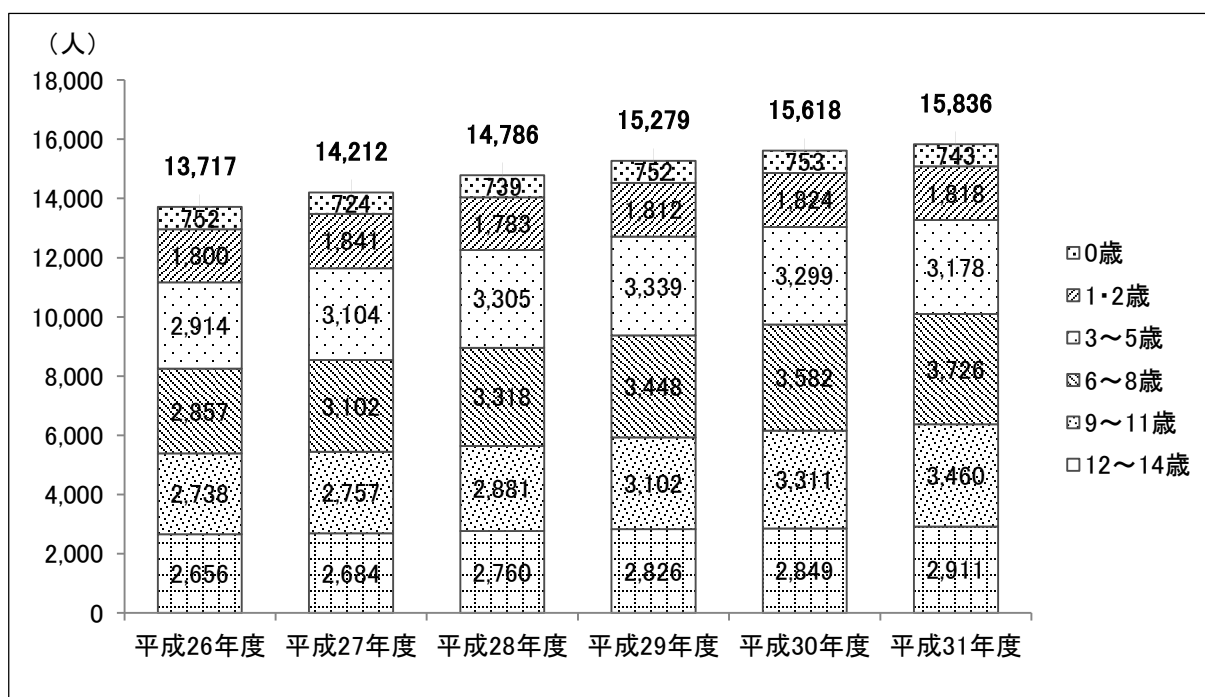
(3) 児童数の予測

14歳以下の児童数の予測については、人口の増加に合わせて、平成31年まで増加傾向が続くことが見込まれます。

■ 児童数の予測

区 分	実績値	推計値				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	752	724	739	752	753	743
1・2歳	1,800	1,841	1,783	1,812	1,824	1,818
3～5歳	2,914	3,104	3,305	3,339	3,299	3,178
6～8歳	2,857	3,102	3,318	3,448	3,582	3,726
9～11歳	2,738	2,757	2,881	3,102	3,311	3,460
12～14歳	2,656	2,684	2,760	2,826	2,849	2,911
合計	13,717	14,212	14,786	15,279	15,618	15,836

資料：保育課推計（4月1日基準）



第3章 計画の内容

1. 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めるものとしています。

さらに、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとともに、提供体制の確保の内容を示す必要があります。

本計画における「区域」の設定について、保育に関するものについては、待機児童の状況や今後の住宅開発予定などを考慮し、下記のように市内を3つに分けて「区域」を設定し、保育園以外のものについては、市域全域を1つの「区域」として設定します。

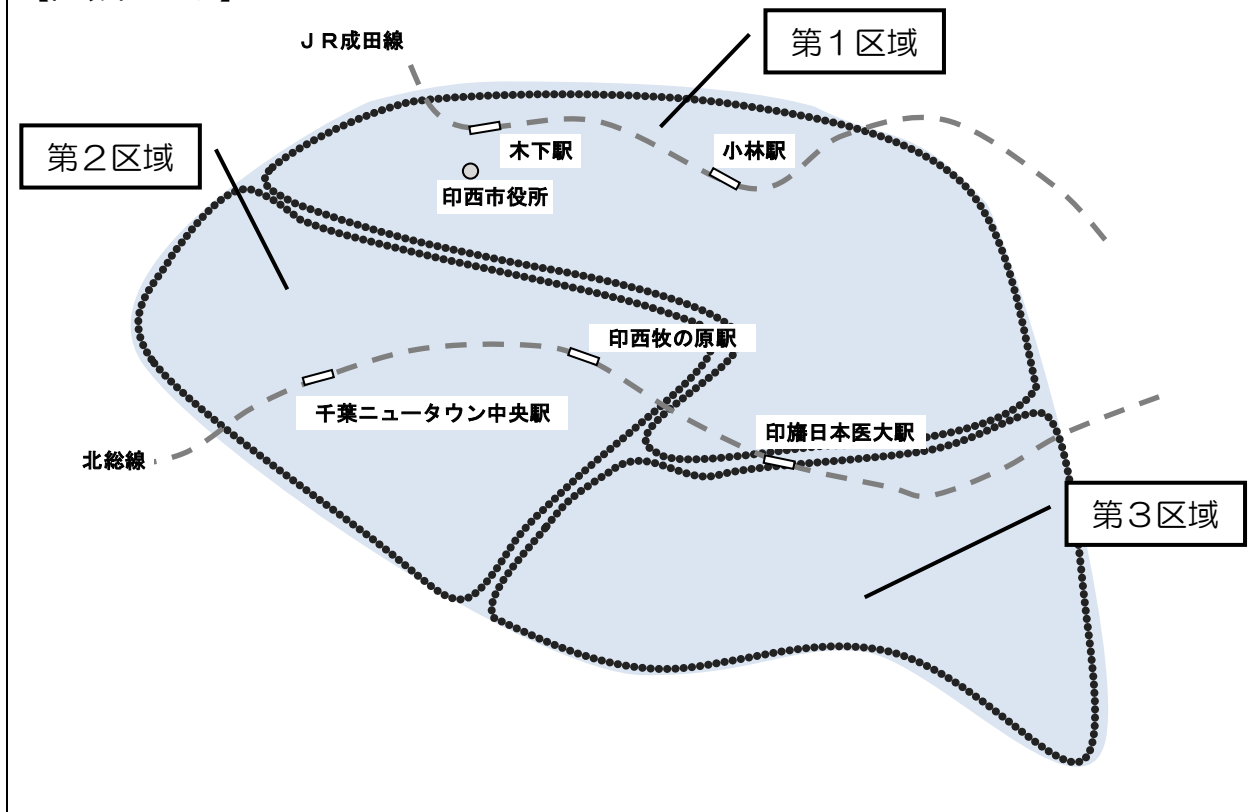
■ 保育に関する区域

第1区域…木下駅・小林駅を中心とした区域
(印西中学校区、小林中学校区、本埜中学校区)

第2区域…千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域
(船穂中学校区、木刈中学校区、原山中学校区、
西の原中学校区、滝野中学校区)

第3区域…印旛日本医大駅を中心とした区域 (印旛中学校区)

【区域イメージ】

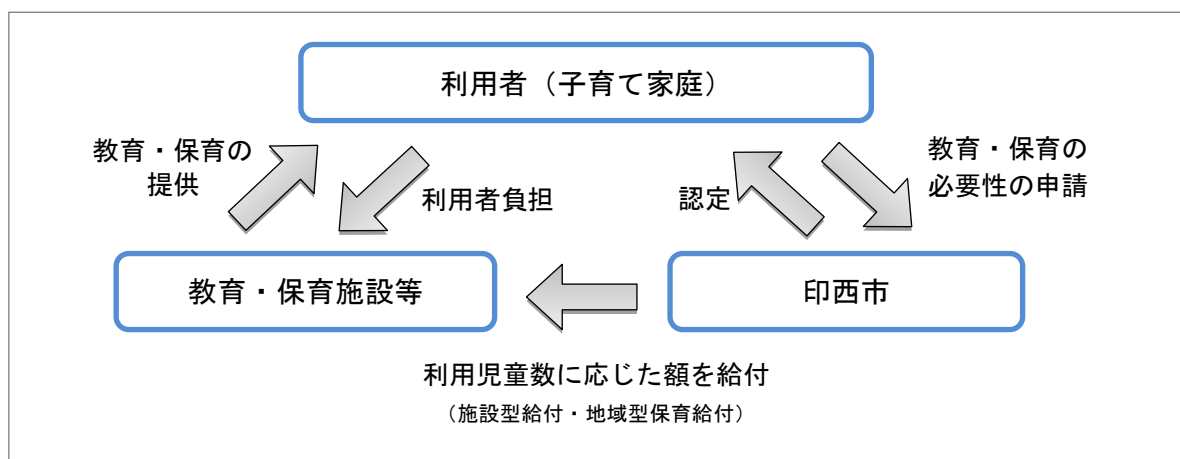


2. 教育・保育の量の見込みと提供体制

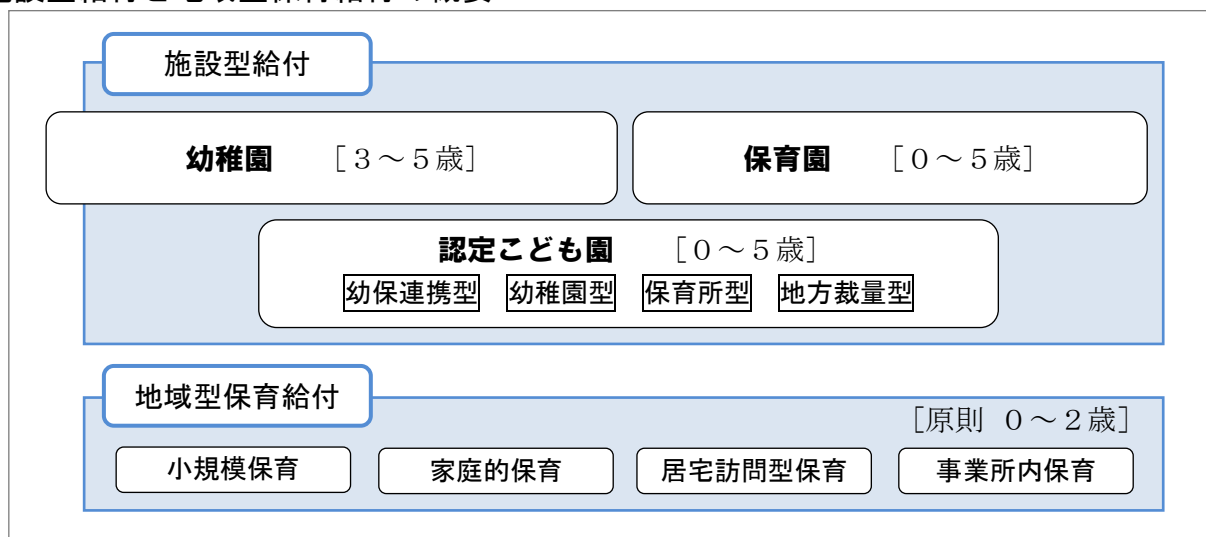
子ども・子育て支援新制度では、就学前の教育・保育（幼稚園・保育園・認定こども園・家庭的保育事業等）の運営に対する財政支援のしくみとして「施設型給付」「地域型保育給付」が創設されます。

市では、今後の就学前の教育・保育の量の見込みを踏まえ、これらの給付を受ける施設を含めた受け皿の拡大を図り、子育て環境の向上に努めます。

■子ども・子育て支援新制度における給付のしくみ



■施設型給付と地域型保育給付の概要



※私立幼稚園は、施設型給付を受けない施設もある。

今後、「施設型給付」「地域型保育給付」を受ける施設を利用する子どもは、市から支給認定（第1～第3号認定）を受けることになります。

- [認定区分] 1号：3歳以上。保育の必要性なし。「幼稚園及び認定こども園」
 2号：3歳以上。保育の必要性あり。「保育園及び認定こども園」
 3号：0～2歳。保育の必要性あり。「保育園及び認定こども園＋地域型保育」

【現状】

近年の幼稚園及び保育園の入所児童数及び施設数について、幼稚園は横ばい傾向となっているのに対して、認可保育園は増加傾向となっています。

平成26年4月現在、市内幼稚園では、公立幼稚園3園、私立幼稚園6園に3～5歳児の子どもが合計1,897人通園しています。認可保育園等では、公立保育園7園、私立保育園8園、小規模保育施設1ヶ所を、合計1,351人の子どもが利用しています。

保育園等の利用状況は、3～5歳児はほぼ定員に近い利用となっていますが、1・2歳児は定員を超える利用、0歳児は、年度末に向けて利用希望が増加を続ける傾向があり、平成25年度末には、0歳児～2歳児を中心として、合計276人が入園保留となったことから、保育の受け皿拡大が今後の大きな課題となっています。

なお、保育の受け皿拡大に伴う保育士の確保についても、併せて検討する必要があります。

■ 幼稚園・認可保育園の入所児童数の推移

項目	幼稚園 (人)	認可保育園(人)			
		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計
平成22年度	1,761	113	423	641	1,177
平成23年度	1,899	119	389	695	1,203
平成24年度	1,939	126	444	746	1,316
平成25年度	1,923	131	469	783	1,383
平成26年度	1,897	64	485	802	1,351

※幼稚園は各年度5月時点、認可保育園は各年度3月時点。ただし、平成26年度については、幼稚園・保育園ともに4月時点。

■ 幼稚園・認可保育園の施設数の推移

項目	幼稚園(か所)			認可保育園(か所)		
	公立	私立	計	公立	私立	計
平成22年度	3	6	9	7	4	11
平成23年度	3	6	9	7	5	12
平成24年度	3	6	9	7	6	13
平成25年度	3	6	9	7	6	13
平成26年度	3	6	9	7	8	14

※各年度の当初の施設数

■ 幼稚園・保育園等の利用状況

項目	定員（人）				平成26年4月時点の 児童数（人）				備考
	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計	
幼稚園									
市立大森幼稚園			140	140			54	54	※4・5歳児のみ
市立瀬戸幼稚園			210	210			88	88	※4・5歳児のみ
市立もとの幼稚園			315	315			300	300	
私立天神幼稚園			240	240			177	177	
私立小林天神幼稚園			240	240			183	183	
私立印西しおん幼稚園			315	315			364	364	
私立きかり幼稚園			300	300			298	298	
私立原山幼稚園			300	300			263	263	
私立西の原幼稚園			180	180			170	170	
計			2,240	2,240			1,897	1,897	
認可保育園									
市立大森保育園	5	15	40	60	2	21	40	63	
市立木下保育園	4	16	40	60	2	22	37	61	
市立木刈保育園	8	28	64	100	3	33	69	105	
市立内野保育園	10	30	60	100	6	32	68	106	
市立高花保育園	6	30	74	110	0	28	60	88	
市立西の原保育園	10	30	80	120	6	40	76	122	
市立もとの保育園	12	36	72	120	1	40	81	122	
私立どんぐり保育園	16	22	22	60	7	26	44	77	
私立銀の鈴保育園	10	24	45	79	4	28	48	80	
私立原山保育園	3	21	45	69	3	28	49	80	
私立山ゆり保育園	12	40	103	155	5	65	103	173	
私立しおん保育園（本園）	6	20	45	71	5	20	45	70	
私立しおん保育園（分園）	6	12		18	0	12		12	
私立牧の原宝保育園	9	26	45	80	7	34	54	95	
私立スマイル保育園	12	24	36	72	3	18	14	35	
私立小倉すくすく保育園	15	30	45	90	10	30	14	54	
計	144	404	816	1,364	64	477	802	1,343	
その他小規模保育施設等									
にこにこルーム原山		9		9	0	8		8	※0～2歳で9人定員
保育園・保育施設 計	144	413	816	1,373	64	485	802	1,351	
合計	144	413	3,056	3,613	64	485	2,699	3,248	

【量の見込みと確保方策】

就学前の児童に関して、計画期間の各年度における「教育・保育の量の見込み」及びそれに対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」は次のとおりとなります。

なお、保育士の確保については、平成27年1月に国が公表した「保育士確保プラン」に基づき、各保育園における保育士確保に向けた取り組みをバックアップしていきます。

■ 教育・保育の量の見込み（全体）

単位：人

項目	1号	2号	3号		
			0歳児	1、2歳児	計
平成27年度	2,016	881	155	678	833
平成28年度	2,149	938	158	657	815
平成29年度	2,172	948	161	668	829
平成30年度	2,146	937	161	672	833
平成31年度	2,064	902	159	670	829

注) ニーズ調査結果をもとに、国が示したワークシートにより算出しています。

■ 教育・保育の量の見込みと確保方策について

項目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		施設・事業者数			
			0歳児	1・2歳児	1号	2号 3号		
量の見込み	2,016	881	833					
			155	678				
			第1区域	112			19	94
			第2区域	667			122	505
第3区域	102	14	79					
平成27年度 確保方策	特定教育・保育施設	665	917	143	492	3	17	
	第1区域		121	12	52		3	
	第2区域		691	119	397		13	
	第3区域		105	12	43		1	
	確認を受けない幼稚園	1,575				6		
	特定地域型保育事業			3	6		1	
	第1区域							
	第2区域			3	6		1	
	第3区域							
計	2,240	917	146	498	9	18		

項 目	1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)		施設・事業者数							
			0歳児	1・2 歳児	1号	2号 3号						
平成 28 年度	量の見込み	2,149	938	815								
					158			657				
				第1区域				122	20	91		
				第2区域				707	124	490		
	第3区域		109	14	76							
	確保 方 策	特定教育・保育施設	980	1,071	167	556	4	20				
		第1区域		121	12	52		3				
		第2区域		845	143	461		16				
		第3区域		105	12	43		1				
		確認を受けない幼稚園	1,260				5					
		特定地域型保育事業			3	6		1				
		第1区域										
		第2区域			3	6		1				
		第3区域										
	計	2,240	1,071	170	562	9	21					
	平成 29 年度	量の見込み	2,172	948	829							
					161	668						
第1区域						124			21	92		
第2区域						714			126	498		
第3区域			110	14	78							
確保 方 策		特定教育・保育施設	920	1,147	185	580	4	21				
		第1区域		149	21	48		3				
		第2区域		893	152	489		17				
		第3区域		105	12	43		1				
		確認を受けない幼稚園	1,260				5					
		特定地域型保育事業			8	92		3				
		第1区域				46		1				
		第2区域			3	6		1				
		第3区域			5	40		1				
計		2,180	1,147	193	672	9	24					

項目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)		施設・事業者数							
			0歳児	1・2 歳児	1号	2号 3号						
平成 30 年度	量の見込み	2,146	937	833								
					161			672				
				第1区域				121	21	93		
				第2区域				707	126	501		
				109	14	78						
	確保 方 策	特定教育・保育施設	920	1,147	185	580	4	21				
		第1区域		149	21	48		3				
		第2区域		893	152	489		17				
		第3区域		105	12	43		1				
		確認を受けない幼稚園	1,260				5					
		特定地域型保育事業			8	92		3				
		第1区域				46		1				
		第2区域			3	6		1				
		第3区域			5	40		1				
		計	2,180	1,147	193	672	9	24				
	平成 31 年度	量の見込み	2,064	902	829							
					159	670						
第1区域						115			20	93		
第2区域						682			125	499		
				105	14	78						
確保 方 策		特定教育・保育施設	920	1,147	185	580	4	21				
		第1区域		149	21	48		3				
		第2区域		893	152	489		17				
		第3区域		105	12	43		1				
		確認を受けない幼稚園	1,260				5					
		特定地域型保育事業			8	92		3				
		第1区域				46		1				
		第2区域			3	6		1				
		第3区域			5	40		1				
		計	2,180	1,147	193	672	9	24				

【確保方策の概要】

- 幼稚園（1号認定）における量の見込みに対する確保方策は、既存施設により概ね対応できるものと見込まれます。
- 第2区域（特に千葉ニュータウン中央駅周辺）の保育園等（2号・3号認定）については、今後、特に保育需要が見込まれることから、認可保育園新設を進め、平成31年度までに300名強の保育の受け皿拡大を図ります。
- 第1区域及び第3区域においては、2号認定及び3号認定（1・2歳児）の不足が懸念されることから、入園保留者の状況に応じて、認可保育園や小規模保育事業等の新設を検討します。
- 特定地域型保育事業については、待機児童対策において、認可保育園の補完的施設と位置付け、保育の需要及び供給の推移を見ながら検討を進めるものとしします。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施するもので、教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する事業です。

教育・保育施設の利用についての情報提供や相談等に応じる「利用者支援」や、家庭で子育てをしている保護者も利用できる「一時預かり」、身近なところで子育て家庭の交流や子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、13の事業が位置付けられています。

地域のニーズに合わせ、多様な子育て支援を計画的に充実させるため、各年度における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及びそれに対応する「事業ごとの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を記載します。

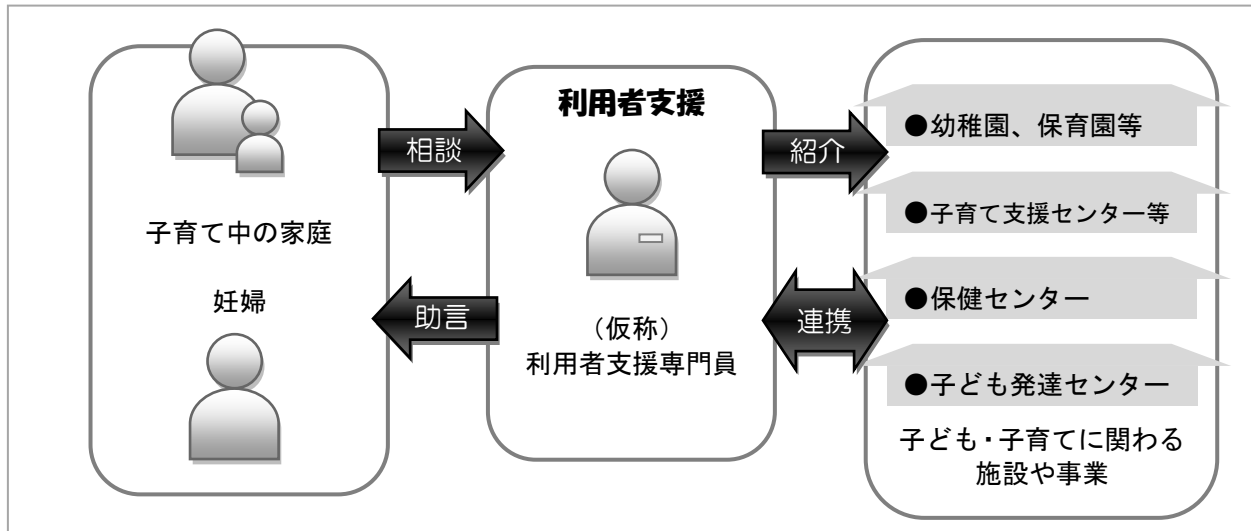
子ども・子育て支援事業計画において 「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたもの

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

①利用者支援事業 [新規事業]

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。

■利用者支援事業のイメージ



【現状】

これまでは、保育園入園に関することは保育課、子育て支援サービスに関することは子育て支援課で行ってきました。

【確保方策の概要】

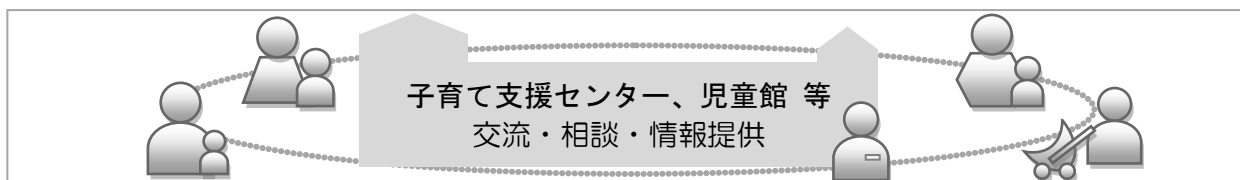
平成28年度に、利用者支援の専門職員を市役所内に配置し、幼稚園や保育園等の利用をはじめ、子育て支援についての多様な情報提供や相談活動の拠点として位置付け、実施を進めます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数 (か所)	0	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものです。

■地域子育て支援拠点事業のイメージ



【現状】

現在、市内で行われている地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターなど13か所を実施しており、平成25年度には、延べ約47,000人の利用がありました。

また類似事業として、児童館等4か所において乳幼児の利用もあり、平成25年度には、延べ約27,000人の利用がありました。

■ 地域子育て支援拠点事業・児童館等の利用状況（平成25年度）

項目	施設名等	年間延べ 利用人数 (人)
地域子育て支援拠点事業		47,145
	西の原保育園こあら	2,870
	中央駅前地域交流館子育てルーム	13,954
	小林子育て支援センター	3,364
	滝野子育て支援センター	7,817
	山ゆり保育園子育て支援センター	1,815
	そうふけつどいの広場（草深ふれあいの里内）	3,444
	こぎつねコンタの広場（そうふけ児童館内）	3,017
	わくわくぽかぽか広場（子どもふれあいセンター内）	1,613
	マメタのぽんぽこ広場（いんば児童館内）	4,120
	みんなのおへや（原山保育園内）	909
	しおんひろば（しおんワールド内）	1,833
	かんがる～広場（銀の鈴保育園内）	524
	さくら広場（牧の原宝保育園内）	1,865
児童館等		27,381
	そうふけ児童館	7,841
	いんば児童館	6,534
	子どもふれあいセンター	9,158
	中央駅前地域交流館	3,848
	合計	74,526

※利用人数は、子ども（乳幼児）の数

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 年間延べ利用回数（回）	114,276	112,356	114,228	114,816	114,096
確保方策 年間延べ利用回数（回）	114,300	114,300	114,300	114,900	114,900

注) 量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が示したワークシートにより算出しています。

【確保方策の概要】

- 現在13か所で事業を実施していますが、ニーズ調査によると、子育て支援センター等を「もっと利用したい」という利用希望は多く、今後も利用者は増加すると見込まれることから、各施設等において、利用しやすい環境づくりの向上などにより、利用者拡大を図るよう事業展開していきます。
- 今後、新設される保育園において、地域子育て支援拠点事業の実施を促進し、地域における子育て支援を推進していきます。

③妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう、実施する事業です。

【現状】

妊婦健診費用を補助するため、妊娠届出時に母子健康手帳交付と同時に、一般健診、超音波検査、子宮頸がん検診、血液検査を含む14枚の受診券を配付し、妊婦健診の受診勧奨を行っています。

■ 母子手帳交付数〔参考〕

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数（件）	746	727	718	737	739

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 対象実人数（人）	724	739	752	753	743
確保方策 実人数（人）	724	739	752	753	743

注）量の見込みは、出生数の見込みをもとに算出しています。

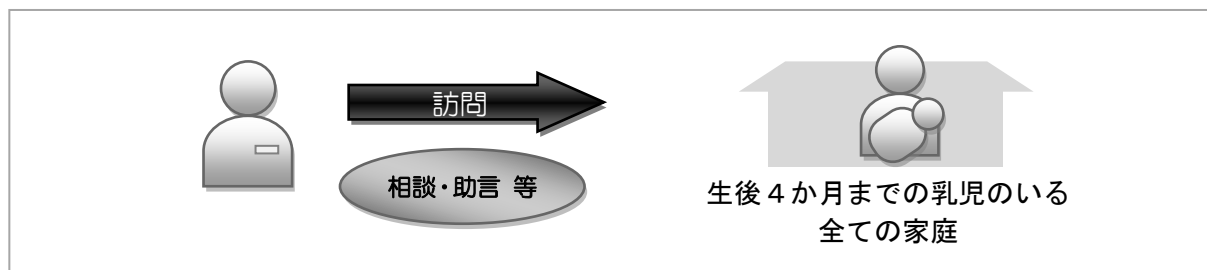
【確保方策の概要】

- 事業実施については、県医師会及び委託医療機関の協力を得て、引き続き実施していきます。
- 安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊婦健診の適切な受診と補助券の利用について、啓発を行います。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業のイメージ



【現状】

○これまで、「こんにちは赤ちゃん訪問」として、新生児のいる全ての家庭を訪問しており、平成25年度には703人の赤ちゃん訪問を実施しました。訪問によって母子を取り巻く養育環境や母親の育児への悩みや不安について早期に把握することにつながっています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実績

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問実人数（人）	658	705	715	795	703

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 対象実人数（人）	724	739	752	753	743
確保方策 実人数（人）	724	739	752	753	743

注) 量の見込みは、出生数の見込みをもとに算出しています。

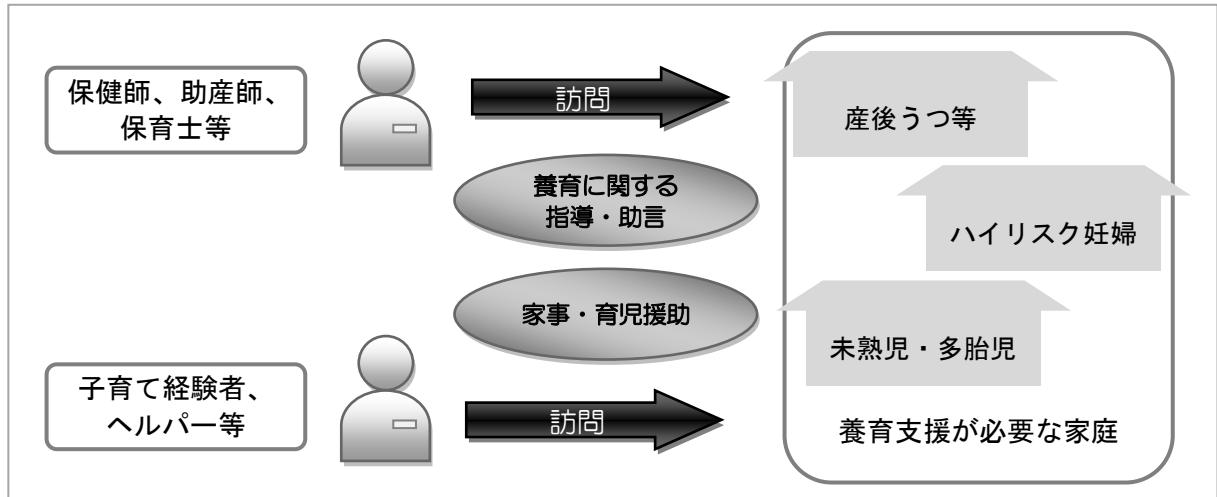
【確保方策の概要】

- 今後も750人程度の新生児が見込まれることから、引き続き委託助産師の確保に努め、事業を実施していきます。
- 産科と連携することにより、出産前及び出産直後からハイリスクの対象者について、早期に保健師が関わるができることから、産科との連携を訪問活動に活かしていきます。
- 継続的な支援が必要な家庭については、関係機関との連携などにより、育児の支援・見守りを行います。

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【新規事業】

育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行います。

■養育支援訪問事業のイメージ



【現状】

これまで、若年妊婦及び精神疾患を持つハイリスク妊婦への訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問を通して養育支援の対象者を把握し、支援を行ってきました。

■ 養育支援のための訪問等の実績

項目	平成25年度	備考
実人数（人）	19	※育児不安や虐待防止などの支援

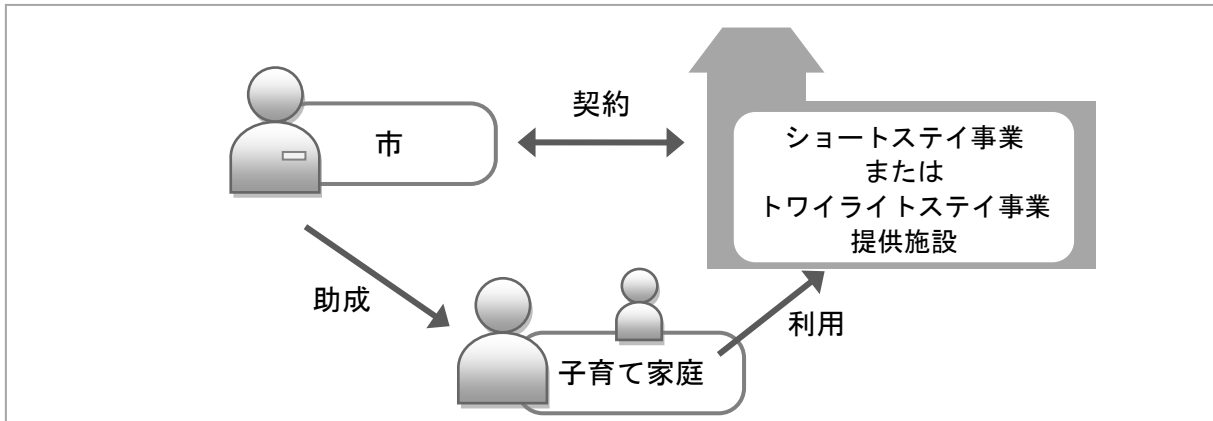
【確保方策の概要】

○児童虐待相談や保健センターのこんにちは赤ちゃん訪問等により児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行い、組織的な支援体制を整備していきます。

⑥子育て短期支援事業【新規事業】

保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）をいいます。

■子育て短期支援事業のイメージ



【現状】

当事業を実施する施設等は市内にありません。

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 年間延べ利用日数（日）	13	13	13	13	13
確保方策 年間延べ利用日数（日）	0	0	13	13	13

注）量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が示したワークシートにより算出しています。

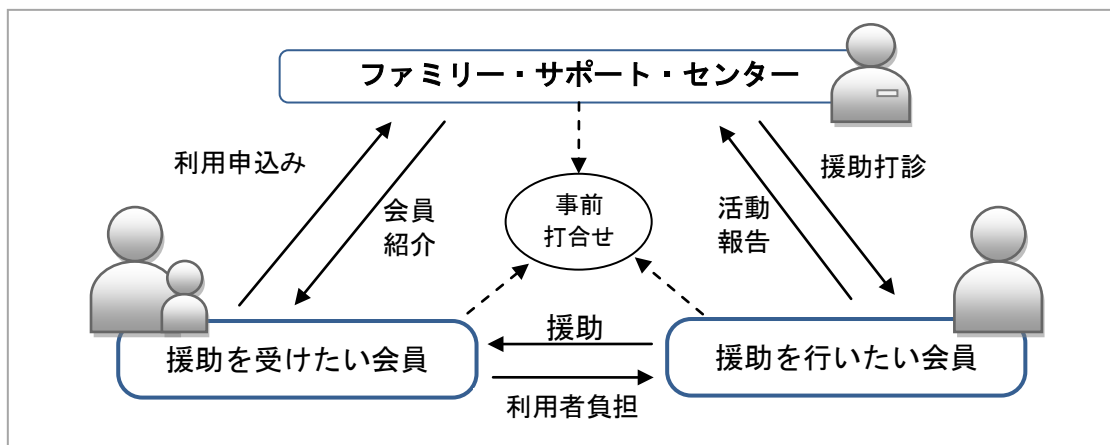
【確保方策の概要】

- 市が近隣市の施設との利用契約を締結することにより、事業の実施を図ります。
- 事業の周知を進めるとともに、利用にあたっての様々な相談に応じるなど、必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを進めます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等を子育てしている保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業のイメージ



【現状】

現在、NPO法人と委託契約を締結し、市内1か所（中央駅前地域交流館内）で実施しており、保育園や幼稚園のお迎え、帰宅後の一時的な預かりなどを行っています。

利用会員、提供会員、両方会員ともに増加しており、年間利用時間も同様に増えています。平成25年度は会員合計が495人、年間利用時間は1,794時間となっています。

■ファミリー・サポート・センターの活動実績

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用会員（人）	163	210	257	321	362
提供会員（人）	52	58	64	73	83
両方会員（人）	28	41	42	49	50
会員合計（人）	243	309	363	443	495
年間利用時間（時間）	1,280	1,126	1,298	1,404	1,794

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 年間延べ利用時間（時間）	1,894	1,976	2,046	2,098	2,123
確保方策 年間延べ利用時間（時間）	1,900	2,000	2,050	2,100	2,150

注) 量の見込みは、利用実績をもとに算出しています。

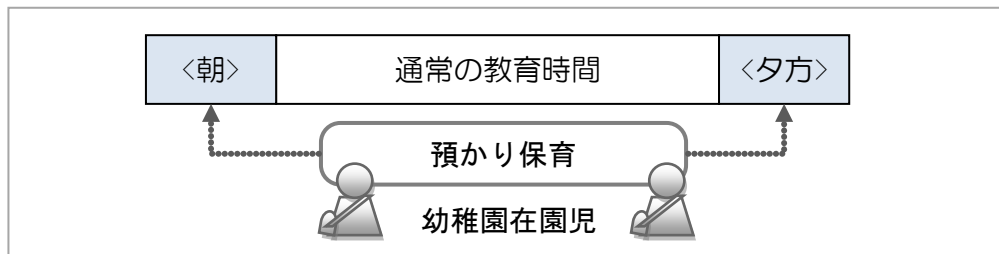
【確保方策の概要】

利用者の多様なニーズに対応できる仕組みであり、今後も利用意向は増えていくものと見込まれることから、提供会員や両方会員の拡大により提供体制を確保していきます。

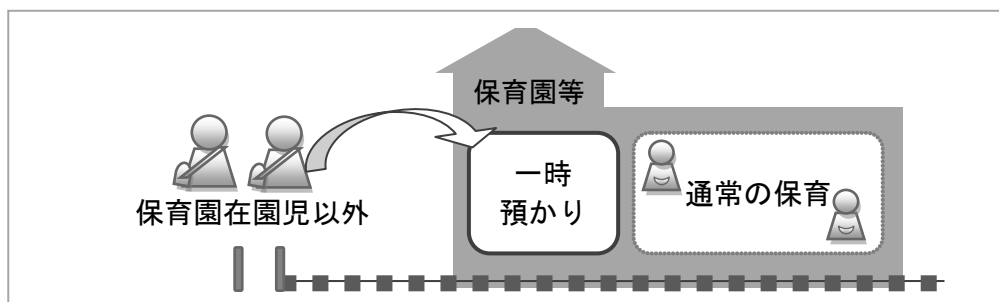
⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について（主として昼間）、幼稚園、保育園、認定こども園などにおいて、一時的に保育を行うものです。幼稚園在園児を対象とした預かり保育や、保育園等で実施する一時預かりなどです。

■幼稚園における預かり保育のイメージ



■保育園等における一時預かりのイメージ



【現状】

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育は、市内の私立幼稚園6園すべてにおいて実施していますが、公立幼稚園では実施していません。

保育園における在園児以外の子どもを対象とした一時預かり事業は、平成26年4月現在、市内公立保育園では7園すべて、私立保育園では、8園中6園で実施しています。

■預かり保育・一時預かりの利用実績

項 目	平成25年度
幼稚園における預かり保育 年間延べ利用日数（日）	25,117
保育園における一時預かり 年間延べ利用日数（日）	5,094

【量の見込みと確保方策】

■ 1号認定（幼稚園）の一時預かり（預かり保育）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 年間延べ利用日数（日）	27,115	28,853	29,153	28,813	27,742
確保方策 年間延べ利用日数（日）	27,200	28,900	29,200	28,900	27,800

注）量の見込みは、利用実績をもとに算出しています。

■ その他（保育園等）の一時預かり

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 年間延べ利用日数（日）	5,201	5,234	5,168	5,197	5,171
確保方策 年間延べ利用日数（日）	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200

注）量の見込みは、利用実績をもとに算出しています。

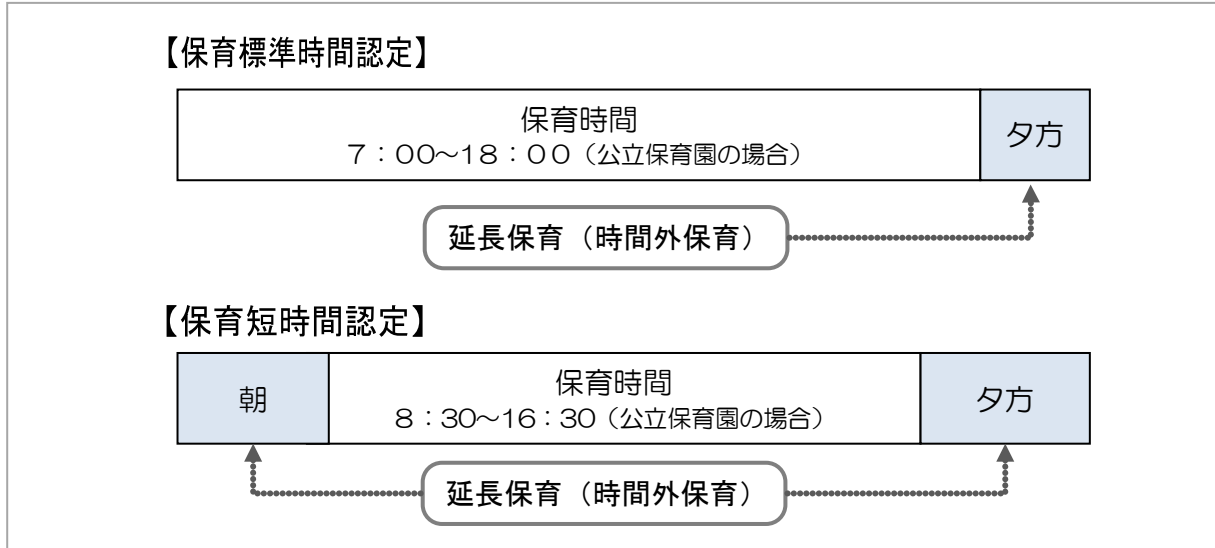
【確保方策の概要】

- 幼稚園を利用しているも、保護者が共働きしたいという意向の家庭も増えており、預かり保育に対する意向は一層増加すると見込まれることから、私立幼稚園において実施している預かり保育の拡充及び長期休暇中の開園の促進、公立幼稚園の預かり保育の実施などの検討を進めていきます。
- 核家族の増加やライフスタイルの変化、保護者の就職活動などにより、保育園での一時預かりの意向は今後も増えていくと見込まれることから、保育士の確保等による受け入れ体制の整備に努め、保護者からのニーズへの対応を図ります。

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

認定こども園や保育園等において、認定区分ごとに定められた保育時間を超えて、保育を実施する事業です。

■ 延長保育（時間外保育）のイメージ



【現状】

市内の認可保育園全園において、通常保育時間（8：30～16：30）の前後に時間外保育を実施しています。

■ 認可保育園における時間外保育の利用状況

項目	平成26年4月時点の利用児童数
利用実人数（人）	1,144

※平成26年4月1日現在の在園児総数は、1,343人

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 利用実人数（人）	1,451	1,484	1,504	1,498	1,465
確保方策 利用実人数（人）	1,500	1,500	1,510	1,500	1,500

注) 量の見込みは、利用実績をもとに算出しています。

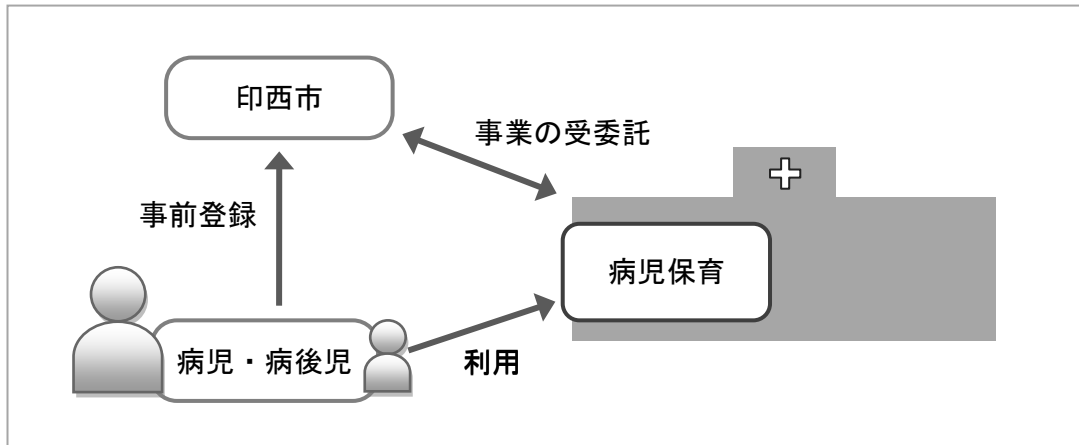
【確保方策の概要】

○保育士等の確保により、保護者のニーズに応えられる受け入れ体制の構築を図ります。

⑩病児保育事業

病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

■病児保育事業のイメージ



※病児…病気の回復期に至っていないが、当面の症状の急変が認められない児童
 ※病後児…病気の回復期ではあるが、集団保育が困難な児童

【現状】

市の委託事業として、市内の病院にて病児・病後児保育事業（病児対応型・病後児対応型）を実施しています。

■病児・病後児保育の利用実績

項目	平成25年度
年間延べ利用人数（人）	278

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 年間延べ利用日数（日）	286	294	298	297	290
確保方策 年間延べ利用日数（日）	300	300	300	300	300

注) 量の見込みは、利用実績をもとに算出しています。

【確保方策の概要】

○引き続き事業を実施して、保護者のニーズに対応していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

【現状】

平成26年4月時点の学童クラブの入所児童数をみると、1～3年生では627人、4～6年生では210人が利用しています。

学童クラブ全体の定員を上回る入所児童数とはなっていませんが、クラブごとにみると、近年、児童数が増加している小学校区によっては、定員を上回る入所児童数となっているクラブもあり、一部待機児童がいる状況もみられます。

■学童クラブの入所状況

項目	定員 (人)	平成26年4月時点の児童数（人）							備考 (小学校区等)
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
木川学童クラブ	70	20	8	16	15	11	0	70	木川小学校区
原山学童クラブ	45	17	7	3	2	1	0	30	原山小学校区
木下学童クラブ	45	14	6	8	7	5	0	40	木下小学校区
小倉台学童クラブ	60	10	15	10	8	5	7	55	小倉台小学校区
小倉台第2学童クラブ	40	23	20	15	0	0	0	58	小倉台小学校区
西の原学童クラブ	45	13	10	11	9	9	2	54	西の原小学校区
高花学童クラブ	40	15	15	14	5	0	0	49	高花小学校区
内野学童クラブ	40	3	7	7	3	5	1	26	内野小学校区
内野第2学童クラブ	45	6	3	8	7	3	2	29	内野小学校区
大森学童クラブ	45	12	13	8	8	4	2	47	大森小学校区
原学童クラブ	45	14	17	14	2	1	0	48	原小学校区
原第2学童クラブ	40	21	12	10	5	3	1	52	原小学校区
平賀学童クラブ	40	4	6	9	5	7	1	32	平賀小学校区
いには野学童クラブ	70	26	19	19	5	6	1	76	いには野小学校区
滝野学童クラブ	70	16	8	11	16	10	4	65	滝野小学校区
永治学童クラブ	10	0	0	1	2	1	0	4	永治小学校区
本埜第一学童クラブ	15	1	0	2	0	0	0	3	本埜第一小学校区
小林学童クラブ	45	14	8	8	5	0	5	40	小林北小学校区
小林第2学童クラブ	40	3	5	4	0	0	0	12	小林小学校区
六合学童クラブ	20	6	6	0	4	3	0	19	六合小学校区
印西しおん学童クラブ	25	18	5	3	1	1	0	28	船穂小学校区等
1～3年生・4～6年生 計		627			210				
合計	895	256	190	181	109	75	26	837	21か所

【量の見込みと確保方策】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み 利用実人数（人）	881	938	981	1,025	1,068
1～3年生	700	749	778	808	841
4～6年生	181	189	203	217	227
確保の方策 利用実人数（人）	985	1,055	1,055	1,055	1,100
か所数（か所）	23	25	25	25	26

注) 量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が示したワークシートにより算出しています。

【確保方策の概要】

- 平成27年度に45名定員の学童クラブを2か所設置する予定です。
- 待機児童の多い小学校区等については、民設民営を含めた学童クラブの増設等の整備について検討を進めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の概要】

- 今後の国・県の動向を踏まえ、必要に応じて実施していきます。

⑬多様な主体の参入促進事業【新規事業】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の概要】

- 今後の施設等の供給体制整備の必要性に応じて、調査研究を進めます。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況の変化などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れることが可能なため、子どもにとっても継続的、安定的な保育環境を提供することができる施設です。

認定こども園の機能について、広く周知や理解を進め、市内における待機児童の状況や子育て家庭の意向、国や県の動向なども踏まえながら、認定こども園の普及について促進していきます。

また、市内の教育・保育施設の職員（幼稚園教諭、保育士、保育教諭等）の合同研修を実施していきます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校等との連携の推進

乳幼児期の発達には連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識に立ち、質の高い教育・保育を提供するため、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業者、さらに小学校との相互の連携を図ります。

また、教育・保育施設の職員（幼稚園教諭、保育士、保育教諭等）と小学校の相互交流により、教育及び保育内容の充実につなげていきます。

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

子ども虐待防止対策協議会の代表者会議・実務者会議・個別支援会議を実施してネットワークの連携を強化し、児童虐待の予防及び早期発見・保護・支援に努めていきます。

また、虐待の発生予防のため、母子保健活動や乳幼児全戸訪問事業、関係機関との連携により、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、必要な支援につなげていきます。

(2) ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭の生活の向上と自立を促進するため、経済的支援や医療費等の一部を助成するほか、母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な各種の相談や指導を行っていきます。また、保育園の入所等に関し配慮します。

(3) 障がいや発達の遅れなどのある子どもへの対応の充実

児童福祉法の趣旨に基づき、心身の発達に遅れのある子どもや支援を必要とする子どもに対し、相談、指導、療育等を実施します。また、子ども発達センターと連携し、地域・家庭での健やかな成長発達を促します。

ライフステージに応じた切れ目のない支援等を推進していくために関係機関との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業者等は、障がい児等の特別な支援が必要な子どもの利用について、関係機関との連携を図るとともに、教育・保育体制を充実することにより、支援が必要な子どもの受け入れを進めていきます。

6. 子育てと仕事の両立支援

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直し

①子育てと仕事の両立を支援する就業環境の整備

男女雇用機会均等法をはじめ、労働・雇用に関する法律の周知や農業・商工業等の活性化のためのセミナーなどを開催し、多様な働き方を推進していきます。

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識の啓発

仕事と生活の調和の重要性について意識啓発を進めます。また、育児・介護休業法の周知や両親学級などを通じた子育てに関する理解促進などにより、仕事と子育ての両立について意識の醸成を図ります。

(2) 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

①情報提供や相談支援等の充実

教育・保育施設等を利用して職業に復帰しようとする、育児休業中などの保護者に対し、広報紙やホームページ、各種事業等を活用して、教育・保育施設等の利用に関する情報提供を充実します。

また、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業等において、教育・保育施設等の利用に関するきめ細かい情報提供や相談支援体制を充実します。

②教育・保育施設や地域型保育事業等の整備

保護者が希望どおりに育児休業等を取得した後、教育・保育施設等を利用して職業に復帰できるよう、教育・保育施設や地域型保育事業をはじめ、子育て支援事業の整備を促進します。

第4章 計画の推進及び進行管理

本計画は、子ども・子育て支援法の規定により、平成27年度から平成31年度を計画期間としています。

本計画の推進にあたっては、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度の目的（「質の高い幼児期の学校教育の・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」）を達成するため、各事業等の進捗状況について、総合計画や関連する他の計画における関係施策の目的を十分に踏まえた上で、年度ごとに点検・評価を行うとともに、「印西市子ども・子育て会議」において協議、調整及び進行管理を行い、計画の着実な推進を図っていきます。

なお、本計画については、子ども・子育て支援法第19条第1項の規定による認定（支給認定）の状況を踏まえ、計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

参考資料

1. 策定経過

年	月日	会議名等	主な内容
平成25年	12月6日	平成25年度第1回 印西市子ども・子育て会議	○会長及び副会長の選出 ○会議の運営等について ○子ども・子育て支援制度の概要について ○利用希望把握調査等の様式について
	12月 ～1月	利用希望把握調査等の実施 (アンケート調査)	調査の種類 ①一般市民 ②就学前児童 ③就学児童 ④公立幼稚園利用者 ⑤私立幼稚園利用者
平成26年	3月27日	平成25年度第2回 印西市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の概要について ○利用希望把握調査等の結果について
	7月8日	平成26年度第1回 印西市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画における「区域」 の設定について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」及び「確保方策」について ○子ども・子育て支援法に関連する基準について ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営基準 ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準 ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準
	10月17日	平成26年度第2回 印西市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援新制度下における認可保育 園等の保育料の改正(案)について ○保育の必要性の認定及び保育に係る利用調整に ついて ○子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	12月2日	平成26年度第3回 印西市子ども・子育て会議	○印西市子ども・子育て支援事業計画(素案)に ついて
	1月6日 ～20日	パブリックコメント(市民意 見公募)実施	
平成27年	1月20日	平成26年度第4回 印西市子ども・子育て会議	○保育施設の利用調整等について ○私立幼稚園の保育料について ○公立幼稚園の保育料について ○幼稚園及び保育園の定員設定について
	3月5日	平成26年度第5回 印西市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画(案)について ○子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園保 育料(案)について ○保育標準時間・短時間の時間設定について ○保育園における延長保育について

2. 印西市子ども・子育て会議設置条例

印西市条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、印西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 市内の事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募により選出された市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中家庭相談員・母子自立支援員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 7,500円
-------------	-----------

3. 印西市子ども・子育て会議委員名簿

会長：◎、副会長：○

	分類	氏名	備考	
第1号 委員	子どもの保護者	古賀 知世	幼稚園在園児保護者	
		梅元 妙子	保育園在園児保護者	
第2号 委員	市内の事業主を 代表する者	西林 千秋	平成26年8月7日まで	株式会社イオンモール 千葉ニュータウン
		賀川 久臣治	平成26年8月8日から	
第3号 委員	子ども・子育て 支援に関する事業に 従事する者	◎西村 信	認定こども園従事者（しおんワールド）	
		古賀 一人	私立幼稚園従事者（西の原幼稚園）	
		岩井 基	私立保育園従事者（どんぐり保育園）	
第4号 委員	学識経験のある 者	○小谷 博子	東京未来大学こども心理学部准教授	
		小島 喜美代	市校長会代表	
		佐藤 美智代	市青少年相談員連絡協議会代表	
		前田 陽子	民生委員・児童委員協議会代表	
第5号 委員	公募により選出 された市民	服部 光子		

敬称略

任期：平成25年12月6日～平成27年12月5日

【会議事務局】健康福祉部保育課

【関係課】健康福祉部子育て支援課・教育部学務課

4. 用語説明

行	用語	説明
あ	1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。
	印西市次世代育成支援行動計画	平成15年に成立した次世代育成支援対策法に基づき、急激な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取り組みについて、自治体等に策定が義務付けられた行動計画。平成26年度で計画期間が終了する。
	印西市総合計画	印西市におけるまちづくりの基本となる計画であり、本計画の上位計画に位置付けられる。現在の計画は、平成32年度を目標年度とし、「ひとまち自然笑顔が輝くいんざい」を将来都市像として掲げている。
	印西市保健センター	市内には、中央保健センター、本埜保健センター、高花保健センター、印旛保健センターの4か所が設置され、子どもの健康や発育、育児などの相談や支援、各種事業を行っている。
か	（施設の）確認	特定教育・保育施設が施設型給付を受ける場合、または地域型保育事業が地域型保育給付を受ける場合、施設は、施設・事業の認可のほか、市区町村からの「確認」が必要となる。
	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、小人数（1人～5人まで）を対象に、きめ細やかな保育を家庭的保育者の居宅等で実施するもの。
	居宅訪問型保育	住み慣れた居宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本とし、きめ細やかな保育を実施するもの。
	子育て支援センター	乳幼児及び保護者の相互交流の場。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。
	子ども虐待防止対策協議会	児童虐待の防止と早期発見及びその適切な保護や支援を図るために、情報交換や支援に関する協議、関係機関等との連携を行う。
	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条に位置付けられた会議。特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること等を審議する。
	子ども・子育て支援法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年に成立した法律。
	子ども発達センター	印西市保健福祉センター内に設置されており、成長や発達に心配がある子どもの相談、指導、療育（通園）等を行っている。

行	用語	説明
さ	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	支給認定	特定教育・保育施設または地域型保育事業を利用する場合に、子どもの年齢や保育の必要性の有無などにより、3つの区分（1号～3号）の認定を受ける。
	事業所内保育	企業による従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所その他様々なスペースで、数人～数10人規模の保育を実施するもの。地域型保育給付を受ける場合は、従業員以外の地域の子どもを受け入れる地域枠を設けなければならない。
	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育園の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づく事業計画。国が示す基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた市町村計画。
	児童館	児童福祉法第40条に規定する施設。地域において子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。
	児童福祉法	昭和22年に成立した児童福祉の総合的かつ根本的な法律。この法律で、『すべての国民は、子どもが心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない、さらに、すべての子どもは等しくその生活を保障され、愛護されなければならない』と規定している。
	児童養護施設	児童福祉法に基づく施設。保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。
	小規模保育	6人～19人までを定員とし、多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施するもの。
た	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。
	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる。
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
	特定地域型保育事業	地域型保育事業のうち、市町村長が地域型保育給付対象施設として、認可及び確認を行ったもの。

行	用語	説明
な	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も担う特定教育・保育施設。これまで、保護者の就労状況により保育園を退所せざるを得なかった子どもが、認定こども園では、同じ施設で継続的に教育・保育を受けることが可能になる。
は	保育園	2号認定または3号認定を受けた就学前の子どもが通園する特定教育・保育施設。県が設置認可の権限を持つ。
や	幼稚園	3歳以上就学前の子どもで1号認定を受けて通園する特定教育・保育施設。特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園もある。

印西市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行／印西市健康福祉部保育課

〒270-1396 印西市大森2364-2

TEL 0476-42-5111（代）